

簡易専用水道（様式集）

	事項	様式
1	新たに簡易専用水道を設置される方	設置届
		設置届（別紙）
2	簡易専用水道を廃止される方	廃止届
3	維持管理に関する管理記録簿をお求めの方 （参考様式）	管理記録簿
4	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」が適用されている施設の定期検査で、帳簿書類の提出による書類検査とする標準的な様式	ビル管適用施設書類検査

第2号様式

簡 易 専 用 水 道 設 置 届

年 月 日

環境保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

名 称					
設 置 場 所					
管 理 者	住 所				
	氏 名	(電話 局 番)			
建 築 物 の 用 途	共同住宅、個人住宅、事務所、店舗、学校、工場、病院、旅館 興行場、その他 ()				
建 築 構 造	鉄筋コンクリート	地上	階		
	木造	地下	階		
	その他 ()				
敷 地 面 積	m ²	延床面積	m ²	竣工年	年
利 用 者 数	常住 名 (世帯) 出入人数約 名 計(1日平均) 名				
使 用 水 量	1か月平均 m ³				
水 源 と な る 水 道 名		ビル管理法の適用	有 無		
水 道 施 設 の 概 要	別紙のとおり				

注1 届出者及び管理者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ビル管理法とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」をいう。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別紙

水 槽	受 水 槽			高 置 水 槽	
設 置 場 所	屋内、屋外、その他 () 地上式、地下式、半地下式			屋内、屋外 その他 ()	
材 質	鉄筋コンクリート、鋼製、FRP その他 ()			鉄筋コンクリート、鋼製 FRP, その他 ()	
有 効 容 量	たて	よこ	有効水深		
	m3 (m×	m×	m)	m3
	m3 (×	×)	m3
	m3 (×	×)	m3
	計	m3		計 m3	
主たる配管材質	ビニルライニング鋼管、ビニル管、鋼管 その他 ()				
塩 素 滅 菌 機	有 無	名 称			
消 防 用 水	別、同一水槽	汚水槽同一建物	有 、 無		
摘 要					

備 考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

簡易専用水道廃止届

年 月 日

環境保健所長 様

届出者 住所

氏名

簡易専用水道を廃止したので簡易専用水道取扱要領第5の規定により届出ます。

建築物の名称	
簡易専用水道の所在地	
廃止年月日	
廃止理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

管 理 記 録 簿

1 給水栓水の水質記録表 記録期間 (. . ~ . .)

項目 点検年月日	臭気	味	色	色度	濁度	残留塩素	備 考
. .							
. .							
. .							
. .							
. .							

2 水槽の点検記録表

項目 点検年月日	受水槽	高置水槽	給水設備	付近の清掃 と管理状況	備 考
. .	良・否	良・否	良・否	良・否	
. .	良・否	良・否	良・否	良・否	
. .	良・否	良・否	良・否	良・否	
. .	良・否	良・否	良・否	良・否	
. .	良・否	良・否	良・否	良・否	

3 清掃の記録表

実施年月日	清掃実施者	点検状況及び特記事項
. .		受水槽： 高置水槽： その他：
清掃時間	清掃の責任者	
～		
備考		

実施年月日	清掃実施者	点検状況及び特記事項
. .		受水槽： 高置水槽： その他：
清掃時間	清掃の責任者	
～		
備考		

別記第10号様式
 (別紙) 建築物衛生法の適用がある簡易専用水道の設置者によって提出される書類の様式

水道法第34条の2第2項の規定に基づく検査を受けるため、検査手数料を添えて簡易専用水道の管理に係る状況を示す書類を提出します。

年 月 日

簡易専用水道設置者氏名

住 所

構築物の名称			
構築物の所在地			
構築物環境衛生管理技術者氏名		免状番号	第 号
構築物の用途			
水槽の種類及び容量		水槽の掃除の実施年月日	年 月 日

簡 易 専 用 水 道 の 管 理 状 況

	番号	検査事項	判定基準等	検査結果等
施設及びその管理の状況に関する検査	1	水槽の周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 	
	2	水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。 	
	3	水槽上部の状態	<ul style="list-style-type: none"> 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 	
	4	水槽内部の状態	<ul style="list-style-type: none"> 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 	
	5	水槽のマンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 	

	番号	検査事項	判定基準等	検査結果等
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・管端部と配水管の流入口とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 	
	7	水槽の通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 	
	8	水槽の水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 ・当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 	
	9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 	
水質検査	10	臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な臭気が認められないこと。 	
	11	味	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な味が認められないこと。 	
	12	色	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な色が認められないこと。 	
	13	色度	<ul style="list-style-type: none"> ・5 度以下であること。 	
	14	濁度	<ul style="list-style-type: none"> ・2 度以下であること。 	
	15	残留塩素	<ul style="list-style-type: none"> ・検出されること。 	
書類検査	16	書類の整備保存の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。 	
特記事項	管理担当者			
	検査立会者			
	水槽の清掃年月日			
	水槽の清掃実施者			

備考 1 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。

2 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。

3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。

4 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。